

みんなで創る安全・安心なまち

～住みよいまちづくりを目指して～

土地区画整理事業



公益社団法人 岐阜県都市整備協会

土地区画整理事業

土地区画整理事業は、地区内の土地所有者等が土地を少しずつ提供し、道路・公園などの公共施設の整備改善を行います。

また、各個人の土地は地形や形状が改善され、再配置されることで、土地活用が図りやすくなります。

1) 施行者

- ・ 個人施行
(法第3条第1項)
- ・ 組合施行
(法第3条第2項)
- ・ 区画整理会社施行
(法第3条第3項)
- ・ 公共団体施行 (県・市町村)
(法第3条第4項)
- ・ 大臣施行
(法第3条第5項)
- ・ 独立行政法人都市再生機構
(法第3条の2第1項)

2) 事業の効果

- ・ 土地の利用価値が高まるため、土地が減少しても財産価値は増大する
- ・ 町名・地番が整理されるため、配達や自治活動が効率化する
- ・ 道路が整備されるため消防活動が円滑に行われ、災害時の避難路が確保される
- ・ 整形な利用しやすい土地となり、高度な土地利用が可能となる
- ・ 道路、水路、公園などを新しく整備することができ、利便性が向上する

3) 事業の進め方

① 基本構想の策定

↓
地元の皆さんの話し合いにより、まちの将来像を区画整理でどのように推進するかを計画します。

② 施行地区の設定

↓
地元の皆さんの話し合いにより、施行地区を決定します。

③ 事業認可

↓
事業計画にて、施行地区、設計の概要、事業施行期間及び資金計画を定め、認可権者から許可をもらいます。

④ 測量及び詳細設計

↓
施行地区や道路等公共施設の工事に関する測量や設計を行います。

⑤ 仮換地案の作成

↓
新しく定められる換地などの設計案を作成します。

⑥ 工事の実施

↓
換地先へ建物を移転したり、道路・水路などの工事をします。

⑦ 町界・町名の整理

↓
新しいまちにあわせて町界、町名、地番を整理します。

⑧ 換地計画の縦覧

↓
換地計画を皆さんで話し合い、換地を最終的に定めます。

⑨ 換地処分

↓
換地計画に基づいて、皆さんの換地や清算金が確定します。

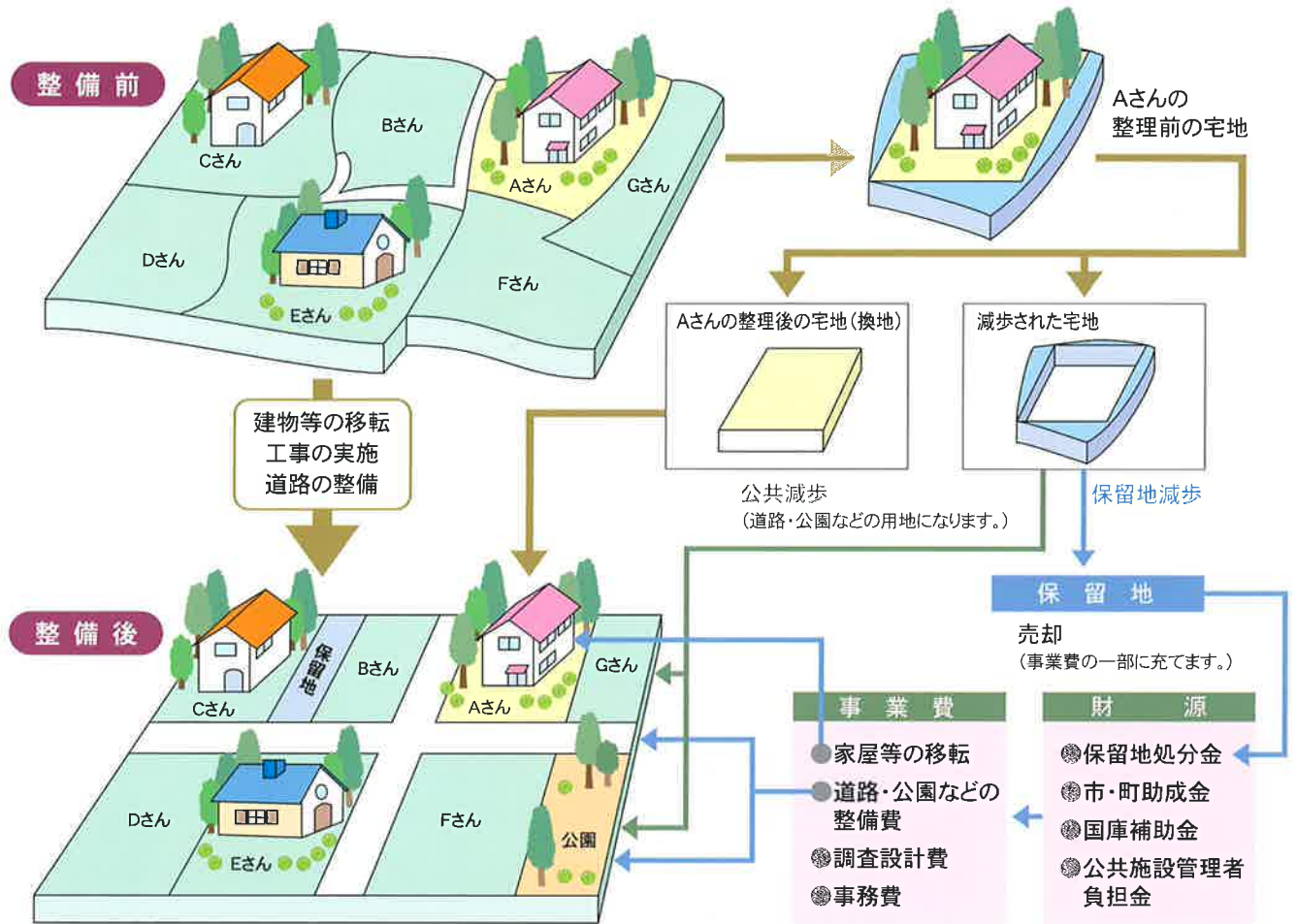
⑩ 区画整理登記

↓
換地や保留地について地目・地積等を法務局へ登記します。

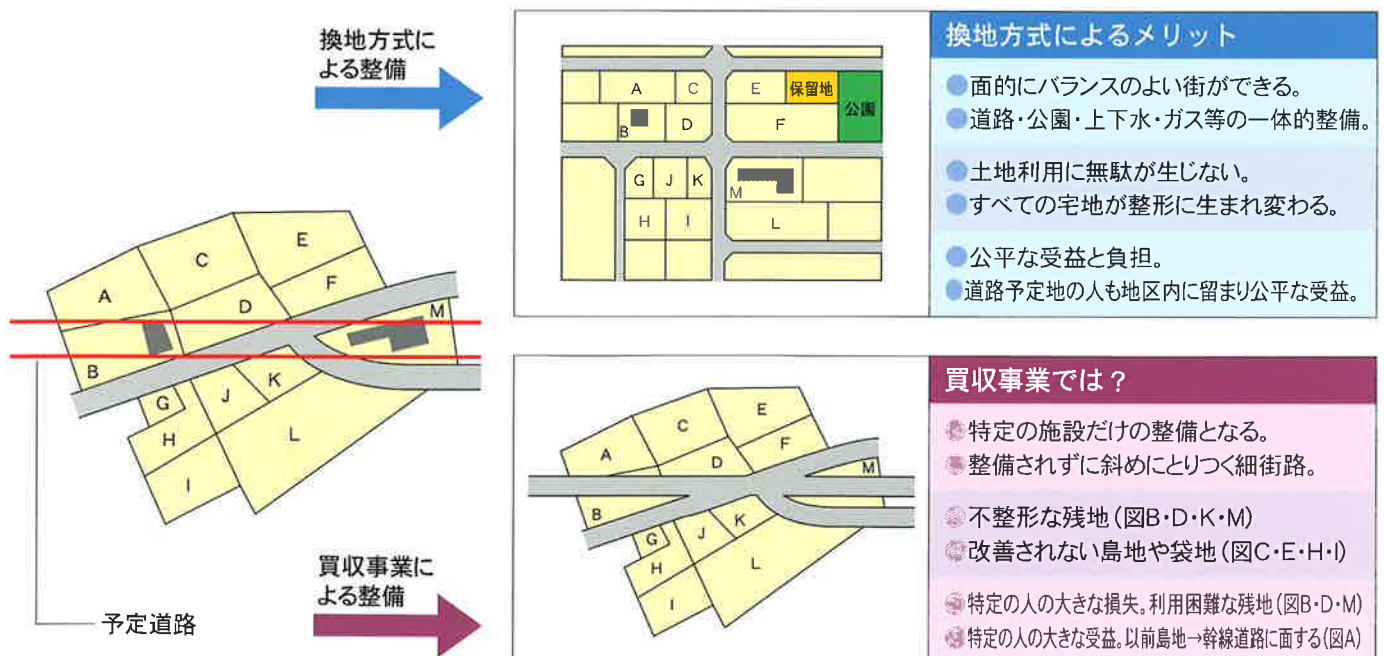
⑪ 清算金の徴収・交付

↓
清算金の徴収・交付を行い事業が完了します。引き続き、皆さんで力をあわせて住みよいまちづくりをしましょう。

4) 土地区画整理事業のしくみ



5) 様々なメリット



周辺ご案内



公益社団法人 **岐阜県都市整備協会**



岐阜県
シンクタンク
庁舎5階
(駐車場あり)

至新幹線岐阜羽島駅
至名神高速道路岐阜羽島IC

公共交通機関

- JR岐阜駅(北口)より「岐阜バス」で約20分
- JR東海道本線・名古屋駅から西岐阜駅まで約23分

自動車

- JR東海道新幹線・岐阜羽島駅および名神高速道路・岐阜羽島インターチェンジより車で約20分

公益社団法人 岐阜県都市整備協会

〒500-8384 藪田南5-14-12 シンクタンク庁舎内

TEL 058-274-0080 FAX 058-274-2772

ホームページ <http://www.gifutoshi.or.jp>